## 上越市選挙管理委員会告示 第 47 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項 並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条 第1項及び第5条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有 する者の総数。

市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規 定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条 第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律 第162号)第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有 する者の総数。

これらの総数は、次のとおりである。

令和7年9月1日

上越市選挙管理委員会 委員長 澤 海 雄 一

記

- 1 選挙権を有する者の総数 50分の1の数 3,055人
- 2 選挙権を有する者の総数 6分の1の数 25,455人
- 3 選挙権を有する者の総数 3分の1の数 50,909人